

令和 7 年度 第 4 回川崎市危険物等保安審議会会議録

- 1 会議名 川崎市危険物等保安審議会
- 2 開催日 令和 7 年 7 月 1 4 日 (月)
- 3 場 所 消防局 6 階 作戦室
- 4 出席者 委員 (1 3 名)
大塚会長、伊藤副会長、寺田副会長、福田委員、大氣委員、田島委員、
経塚委員、美和委員、手島委員、野中委員、山火委員、小山委員、
鈴木委員
事務局 (5 名)
大和田係長、橋本係長、久田係員、奥山係員、熊谷係員

5 公開・非公開の別 公 開

6 傍聴者の数 0 名

7 議 題

- (1) 令和 7 年度第 3 回川崎市危険物等保安審議会会議録の確認
- (2) 「予防規程の準則」の見直しについて
- (3) その他

8 審議経過

【大塚会長】

令和 7 年度第 4 回川崎市危険物等保安審議会を開会します。

(会長から開催の挨拶があった。)

【大塚会長】

本日の配布資料の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

(資料 1 の説明を行った。)

【大塚会長】

令和 7 年度第 3 回川崎市危険物等保安審議会の会議録について、皆様から意見等がありますか。

無いようですので、前回の会議録を承認することとします。

続いて、「予防規程の準則」の見直しについて、事務局からお願いします。

【事務局】

資料 2 の準則本文の修正点について説明をさせていただきます。

まず表紙の部分について、過去の審議会名 2 つを削除としています。作成年月及び改正年月について、二桁数字は半角に修正しています。続いて目次について、表紙と同じく二桁数字は半角に修正し、7. 2 及び 7. 12 の項目名をそれぞれ赤字で追加しています。青字となっているページ番号は構成が決定次第、確定といたします。

(本文内容について、各ページの追加及び削除部分、数字表記の統一及び句読点の修正点について説明を行った。また、7. 4. 4 内の「逆止弁等」について説明を行った。)

【大塚会長】

3. 3. 4のみ「休日又は夜間」となっており、他は「休日、夜間」となっています。表現の統一をした方がよいと思います。

【事務局】

「休日、夜間」に統一します。

【伊藤副会長】

保存期間について、「決められた期間」という表現だとどこかに定めがあるのではと誤解される可能性が考えられます。「決めた期間」や「定めた期間」の表現の方がよいと思います。

【福田委員】

解説において、「定められた期間は無いが、3年間程度保存しておくことが望ましい」という推奨期間の補足をすればよいのではないのでしょうか。

【事務局】

準則では「おおむね1年間程度保存しておくことが望ましい」とし、解説で定められた期間は無い旨を記載することでよいのでしょうか。

【大気委員】

特に定めが無いのであれば、事業所判断でよいと思います。

【事務局】

それでは、準則中では「保存期間を定め保存しなければならない」とし、解説では「おおむね何年間程度保存しておくことが望ましい」という補足をするものとします。

【寺田副会長】

4. 3. 4の「協力業者」は、6. 1. 1と同様に「協力会社」に直した方がよいと思います。

【事務局】

修正します。

【大塚会長】

3. 2. 3や4. 2. 2の火気使用や工事作業の許可について、「1日前」としている部分についてはいかがでしょうか。

【野中委員】

1日前で特に違和感はありません。

【伊藤副会長】

当事業所では、火気使用については使用する当日にガス検知を行ってから許可を出すので、事前というのは少し現状と合っていません。「予め許可を得る」という表現にしてはどうでしょうか。

【山火委員】

当事業所では2日前の許可が必要です。

【伊藤副会長】

準則中の表現は「工事の許可」と「着工の許可」どちらで捉えますか。

【大塚会長】

当事業所では「工事の許可」です。

【福田委員】

事業所によって実態が異なるので、「予め」や「事前に」とすることでよいと思います。

【事務局】

それでは、3. 2. 3 及び 4. 2. 2 については、「予め」に修正します。

【大塚会長】

7. 4. 4 の「逆止弁」についてはいかがでしょうか。

【事務局】

逆止弁について、通知では「タンクの直近に逆止弁があればよい」と読むことができますが、準則の表現だと「配管途中に逆止弁があればよい」という読み方ができてしまいます。通知の全部を書いた方が理解しやすいかもしれません。

【田島委員】

この部分は逆止弁についてではなく、配管が破損した場合のことについての記載なので、その説明をした方がよいと思います。

【福田委員】

本文において逆止弁にこだわる必要はないので、「逆止弁等により」を削除してよいと思います。

【事務局】

それでは準則の「逆止弁等により」を削除し、解説内で（１）アを追加して次回までにお示しします。

【鈴木委員】

3. 2. 3 及び 4. 2. 2 の許可手続きについて、「予防担当部門」とありますが、実際に許可を出すのは運転部門ではないでしょうか。

【野中理事】

あくまでガイドラインなので、予防担当部門とは記載されているものの厳密な定めは無く、必ずしも環境安全部門である必要は無いものと認識しています。

【福田委員】

解説で定義付けしているので、準則では「予防担当部門等」としてはどうでしょうか。

【大塚会長】

「の長」は必要でしょうか。

【伊藤副会長】

当事業所では当日のシフトの班長など、必ずしも部門の長ではないです。

【大塚会長】

では「予防担当部門等が許可する」として、「の長」部分を削除することでよいでしょうか。

【伊藤副会長】

よいと思います。

【事務局】

分かりました。同じ文言が使用されている他の部分についても、「の長」を削除します。

【大塚会長】

他に修正箇所が無いようであれば、解説についての説明を事務局からお願いします。

【事務局】

続いて、解説についてご説明いたします。

（解説内容について、各ページの追加及び削除部分と数字表記の統一について説明を行った。）

【大塚会長】

解説 8 ページの 1 行目について、行の始まりを揃えてください。

【事務局】

修正します。

【大塚会長】

準則 5. 1 は、石災法の異常現象について書いているわけではないということによいですか。

【事務局】

現状では、石災法の異常現象を含んでいるような書きぶりとなっています。

【大塚会長】

例えば、フロンガスや窒素ガス、不活性ガス等の高圧ガスの事故があれば、通報は県ですね。消防には通報しないのですか。

【事務局】

石災法の義務がかからない事業所においては、消防機関への通報義務はありません。ここの部分では、あくまで可燃性・毒性ガス等により火災危険や人命危険がある場合という意味合いで書かれていると思います。また本文では「消防機関等への通報」とされており、危険性があるものは何かしらの機関に通報するようにと読み取れます。

【大塚会長】

そうすると、ここでは高圧ガスは該当しないということですね。

【野中委員】

高圧ガス事故が起きた際の通報のことを書いているのではないと思います。

【事務局】

石災法に関するものは防災規程ですし、予防規程の準則ということで考えると、本文中の「可燃性・毒性ガス」は無い方がよいかもしれません。

【伊藤副会長】

準則は石災法に該当しない事業所も参考にするものなので、混乱を避けるためにも「可燃性・毒性ガス」は外しておいた方がよいと思います。

【福田委員】

私も外した方がよいと思います。

【大塚会長】

では、本文の 5. 1 (1) から「及び可燃性・毒性ガス」を除き、他法令については解説に入れ込むことによいですか。

【福田委員】

よいと思います。

【事務局】

事務局で一度整理して、次回お示しします。

【大塚会長】

準則 1. 5 内の「1. 1 の目的」という表現は、目的の目的と捉えられるため削除した方がよいと思います。

【事務局】

準則及び解説について、「の目的」の部分を削除します。

【手島委員】

解説 9 ページの参考文献の 4. で、通知の施行日の「日」の文字が抜けています。

【事務局】

訂正します。

【手島委員】

二桁数字は半角にした方がよいと思います。

【事務局】

半角に訂正します。

【大塚会長】

その他、皆様から何かご意見はありますか。無いようですので、次回までに修正部分の確認と、文章の表現についての確認を各自お願いします。

事務局から連絡事項をお願いします。

【事務局】

「危険物施設における定期点検 事例集」をホームページで公開しました。容量が重いため、分割して掲載しております。

次回の開催は 8 月 18 日（月）の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

【大塚会長】

これで令和 7 年度第 4 回川崎市危険物等保安審議会を閉会いたします。